

静岡県公立大学法人初任給調整手当に関する細則

平成 19 年 4 月 1 日 細則第 3 号

改正 平成 28 年 3 月 25 日、平成 28 年 12 月 21 日、平成 29 年 12 月 1 日

平成 30 年 12 月 27 日

(目的)

第 1 条 この細則は、静岡県公立大学法人職員給与規程（平成 19 年規程第 2 号。以下「給与規程」という。）に規定する初任給調整手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(支給対象の職)

第 2 条 給与規程第 9 条に規定する職は、教育職給料表の適用を受ける職員の職で医学又は歯学に関する専門的知識を必要とすると理事長が認めるものとする。ただし、静岡県公立大学法人管理職手当に関する細則（平成 19 年細則第 2 号）で指定する職で同細則の規定による管理職手当の区分が 1 種のものを除く。

(職員の範囲)

第 3 条 給与規程第 9 条第 1 項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、前条に規定する職に採用された職員(医師法(昭和 23 年法律第 201 号)に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和 23 年法律第 202 号)に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。)であって、その採用が、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する大学(以下「大学」という。)卒業の日から 37 年(医師法に規定する臨床研修(第 5 条において「臨床研修」という。)を経た者にあつては 39 年、昭和 43 年法律第 47 号による改正前の医師法に規定する実地修練(第 5 条において「実地修練」という。)を経た者にあつては 38 年)を経過するまでの期間(旧専門学校令による専門学校等で静岡県人事委員会の定めるものを卒業した者にあつては、静岡県人事委員会の定めるこれに準ずる期間。以下「経過期間」という。)内に行われたものとする。

第 4 条 前条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して 35 年に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。

第 5 条 初任給調整手当の支給期間は 35 年とし、その月額は採用の日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額とする。この場合において、大学(旧専門学校令による専門学校等で静岡県人事委員会の定めるものを含む。)卒業の日から採用の日までの期間が 4 年(臨床研修を経た場合にあつては 6 年、実地修練を経た場合にあつては 5 年)を超えることとなる職員(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から 3 年内の職員を除く。)に対する同表の適用については、採用の日からその超えることとなる期間(1 年に満たない期間があるときは、その期間を 1 年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2 初任給調整手当を支給されている職員が次の各号の一に該当する場合における当該職員に対する別表の適用については、当該各号に掲げる場合の区分に応

じ、当該各号に定める期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間に算入しないものとする。

- (1) 休職にされた場合 当該休職の期間(静岡県公立大学法人職員就業規則(平成19年規則第16号)の規定により給与の全額を支給される休職の期間を含まないものとする。)
- (2) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年静岡県条例第10号)第2条第1項の規定に準じて派遣された場合 当該派遣の期間

第6条 第3条に規定する職員となった者(第4条に規定する職員を除く。)のうち、これらの職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者又は国若しくは他の地方公共団体においてこの規則の手当に相当する手当を支給されていたことのある者で前条第1項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

(支給要件の改正の場合の措置)

第7条 第2条に規定する職又は第3条に規定する職員の要件が改正された場合において、当該改正の日(以下この条において「改正の日」という。)の前日から引き続き在職している職員のうち、改正の日前に改正の日における規定が適用されていたものとした場合に初任給調整手当が支給されることとなる職員でその者の初任給調整手当の支給期間及び経過期間が改正の日の前日までに満了しないこととなるものについては、改正の日以降、理事長の定めるところにより、初任給調整手当を支給する。

(支給方法)

第8条 初任給調整手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(雑則)

第9条 この細則の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行日前に職員の給与に関する条例(昭和28年静岡県条例第31号)及び静岡県教職員の給与に関する条例(昭和31年静岡県条例第52号)の規定により初任給調整手当を支給されていた期間は、この細則による支給期間に通算する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この細則は、平成28年3月25日から施行し、平成27年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(適用日前からの在職者の特例)

- 2 適用日前から在職している職員に対する改正後の静岡県公立大学法人初任給調整手当に関する細則別表の適用については、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に限り、同表の金額に 1 年未満の項から 22 年以上 23 年未満の項までにあつては 300 を、23 年以上 24 年未満の項から 27 年以上 28 年未満の項までにあつては 200 を、28 年以上 29 年未満の項から 31 年以上 32 年未満の項までにあつては 100 をそれぞれ加えた額とする。

附 則

この細則は、平成 28 年 12 月 21 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 29 年 12 月 1 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 30 年 12 月 27 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

別表(第 5 条関係)

期間の区分	金 額 (円)
1 年未満	50,800
1 年以上 2 年未満	50,800
2 年以上 3 年未満	50,800
3 年以上 4 年未満	50,800
4 年以上 5 年未満	50,800
5 年以上 6 年未満	50,800
6 年以上 7 年未満	49,000
7 年以上 8 年未満	47,200
8 年以上 9 年未満	45,400
9 年以上 10 年未満	43,600
10 年以上 11 年未満	41,800
11 年以上 12 年未満	40,000
12 年以上 13 年未満	38,200
13 年以上 14 年未満	36,400
14 年以上 15 年未満	35,000

15年以上16年未満	33,600
16年以上17年未満	32,200
17年以上18年未満	30,800
18年以上19年未満	29,400
19年以上20年未満	28,000
20年以上21年未満	26,600
21年以上22年未満	26,000
22年以上23年未満	25,400
23年以上24年未満	24,400
24年以上25年未満	23,800
25年以上26年未満	23,200
26年以上27年未満	22,600
27年以上28年未満	22,000
28年以上29年未満	21,200
29年以上30年未満	20,900
30年以上31年未満	20,500
31年以上32年未満	19,900
32年以上33年未満	19,000
33年以上34年未満	18,100
34年以上35年未満	17,400

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。